



野焼き(野外焼却)は 原則禁止されています！

野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物(ゴミ)を燃やすことをいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則、禁止されています。下に書いてある罰則が適用される可能性があります。

【罰則】廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者(未遂行為も含む)

5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)、又は両方を科せられます。

主な野焼きの例



ドラム缶



ブロック積み



プラスチック類の焼却

野焼きは、ダイオキシン類などの有害な物質を発生させ、人の健康や生活環境への影響が懸念されるほか、火災につながる危険もあります。不適切なごみの焼却は絶対にやめましょう！

廃棄物は適切に分別して、市のごみ収集に出したり、クリーンセンターに持ち込むなどの、適切な処理をしてください。

野焼き禁止の例外とは？

つぎのとおり、野焼きが例外的に認められる場合があります。ただし、「野焼き禁止の例外」であっても、**周辺住民等から苦情があった時は、直ちに中止**していただきます。

- ①農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとしておこなわれるもの
(例:あぜ草や下枝の焼却、漁網にかかったゴミの焼却)
- ②風俗習慣上、又は宗教上の行事を行うもの(例:どんど焼き、しめ縄などの焼却)
- ③災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの(例:火災予防訓練)
- ④国等公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの(例:河川敷の草焼き)
- ⑤たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの (例:落ち葉たき、キャンプファイヤー)

上記に該当する場合でも家庭から出る一般ごみやプラスチック製品などは絶対に一緒に燃やさないでください。



・例外規定に該当する落ち葉焚きなどを行う際は、事前に消防署へ「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出書」を提出する必要があります。(消防総務課予防担当 0554-62-4671)